



鳥取県公報

平成 22 年 8 月 13 日 (金)
第 8 2 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (498) (福祉保健課) 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (499) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (500) (〃) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (501) (くらしの安心推進課) 3
	県営土地改良事業計画の変更 (502) (農地・水保全課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (503) (治山砂防課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (504) (会計指導課) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (505) (東部総合事務所県民局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (506) (西部総合事務所農林局) 5

告 示

鳥取県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
入沢歯科医院	日野郡日南町生山690	平成22年7月5日

鳥取県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治813-2	平成22年6月30日

鳥取県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人ルピナス	鳥取市湖山町南三丁目237-1	ともの家里仁	鳥取市里仁90-2	認知症対応型通所介護	平成22年7月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
皆生タクシ一株式会社	米子市旗ヶ崎2207	指定居宅介護支援事業所 ぞうの花	米子市旗ヶ崎2207	平成22年7月1日

鳥取県告示第501号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡 岩美町	平成22年9月14日(火)	午前10時から 午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	平成22年9月28日(火)	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成22年10月1日(金)から同月29日(金)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課

鳥取県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業日置谷地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年8月13日から同年9月2日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第503号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

梶掛地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市鹿野町乙亥正字大谷口25-1地先道路	1号
鳥取市鹿野町乙亥正字大谷303-1	2号
鳥取市鹿野町乙亥正字寺谷312	3号及び4号
鳥取市鹿野町乙亥正字下穴谷325地先道路	5号
鳥取市鹿野町乙亥正字上穴谷328	6号及び7号
鳥取市鹿野町乙亥正字大薮130-1	8号
鳥取市鹿野町乙亥正字大薮128-2	9号
鳥取市鹿野町乙亥正字穴谷68-1	10号
鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前45地先水路	11号
鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前27-1地先水路	12号
鳥取市鹿野町乙亥正字家ノ前26-5地先道路	13号

鳥取県告示第504号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
596	倉吉信用金庫関金支店	名称	倉吉信用金庫関金支店	倉吉信用金庫西倉吉支店関金出張所	平成22年7月26日

鳥取県告示第505号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年10月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年8月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鳥取ダルク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

米澤 大

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町牧谷645-4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症をはじめとする依存症を抱える方、また、これに類する状態の方、及び、その家族に対して回復を支援し、薬物等の乱用予防に対する普及啓発、及び相談援助活動に関する事業を行い、広く健全な社会生活と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年8月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	大 森 計 登	米子市淀江町小波828-11
〃	小 原 乾 嗣	米子市淀江町富繁206
〃	中 田 淳 二	米子市淀江町中間391-2
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	武 部 肇	米子市泉195-1
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	生 田 英 夫	米子市淀江町淀江761
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	田 中 延 明	米子市淀江町福頼295
〃	西 田 功	米子市淀江町小波607-6
〃	塚 田 訓 生	米子市淀江町稲吉82
〃	渡 邊 照 夫	米子市淀江町小波982-1
〃	齋 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
監 事	吉 田 秀 明	米子市淀江町西原713
〃	山 根 哲 朗	米子市淀江町稲吉88
〃	赤 木 勇 夫	米子市淀江町平岡28
〃	本 田 勝	米子市淀江町本宮273

平成22年6月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	山 根 悟	米子市淀江町富繁216
〃	内 林 広	米子市淀江町中間719
〃	大 森 計 登	米子市淀江町小波828-11

〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96－1
〃	武 部 肇	米子市泉195－1
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	生 田 英 夫	米子市淀江町淀江761
〃	吉 田 秀 明	米子市淀江町西原713
〃	森 田 順 二	米子市淀江町福井210
〃	石 倉 俊 男	米子市淀江町淀江836－2
〃	野 津 信 久	米子市淀江町稻吉782－1
監 事	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
〃	遠 藤 光 明	西伯郡伯耆町小町155

平成22年 6 月20日就任 任期 4 年